

# 巻頭発言

## インフラ価値の継続的向上をめざして

一般社団法人日本アセットマネジメント協会 会長  
京都大学経営管理大学院 特任教授（京都大学 名誉教授） 小林 潔司



1990年代に規制緩和に関する議論が進展し、経済的規制と社会的規制を区別した上で経済的規制に関しては緩和する方向性が示された。社会的規制とは、消費者や労働者の安全・健康の確保、環境の保全、災害の防止等を目的とする規制である。コンセッション、PPP/PFIは経済的規制緩和の成果であり、社会的規制に関する議論は別物である。

社会的規制論は、企業と顧客・国民の間で情報が非対称性であることを議論の出発点とする。当時としては、その後に発展した不完備契約理論やプラットフォーム理論を社会的規制論の中に組み入れる余地はなく、インフラ分野の設計・施工における性能規定化が進められた。インフラの性能や安全性にはさまざまな不確実性が介在するため、性能保証型契約は不完備契約にならざるを得ない。最先端の土木工学技術をもってしても、実態としての構造物の安全性と設計上の安全性の間に避けがたい溝が存在する。このギャップを、マネジメント可能なリスクの範囲に制御しなければならない。

わが国においても、インフラのリスクアセスメントの重要性が認識され、さまざまな技術指針などの制度的インフラが整備されてきた。残念ながら、リスクアセスメントに関する議論がインフラの要素技術的な議論にとどまっており、自然災害リスクとインフラ老朽化リスクを統合化したリスクマネジメントの枠組みの中に位置付けられているわけではない。さらに、インフラの3D表現技術が本来のデジタルツイン技術から切り取られ、BIM/CIMとして精緻化が試みられた。リスクマネジメントのプラットフォームとしての役割を失っ

た多くのBIM/CIMは、分かりやすく見える化できるという便利な方便に隠されながら有用性を見いだせず、迷走を続けているように思えてならない。インフラに関するさまざまなリスクを包括しながら、インフラの資産（アセット）としての価値を可能な限り高めていくという、アセットマネジメントの立場に立脚することが求められる。

近年、性能保証型のインフラ・アセットマネジメントの導入が現実化してきた。発注者と受注者間で性能保証型契約が締結されても、受注者サイドでは具体的な方法や技術などの社内仕様を規定しないと現場は動かない。性能保証型契約では、受注者側が設定した仕様が外部から見えにくい。財務的情報の開示は金銭的契約のガバナンスには有効であるが、アセットマネジメントの質的な水準を保証するものではない。受注者の内部ガバナンスを機能させるためには、企業の非財務情報開示が不可欠となる。

ISO 55000シリーズのようなマネジメントISO基準は、外部からは観測できないマネジメントの見える化の役割を果たしている。インフラの安全性に関する議論は極めて個別的であり、かつ想定もしない突発的な技術課題が現れる可能性がある。コンセッショネアや民間企業のみによるマネジメントだけでは、全ての事象に対応できる技術力を持ち得ていない。

アセットマネジメントに必要な技術や情報を共有化し、社会全体でマネジメントの成熟度を継続的に発展させるプラットフォームが必要となる。そのようなプラットフォームの一つとして、当協会がなにかしらの貢献ができれば望外の幸せである。